

## 第 36 回神奈川県障害者自立支援協議会 議事録

開催日時	令和 6 年 3 月 19 日 (火) 13 時 30 分から 16 時 30 分まで
開催場所	神奈川県庁東庁舎 11 階会議室
出席者 (20 名)	<p>【会長】 鈴木委員            【副会長】 戸高委員            (以下、名簿順) 小泉委員、下条委員、山崎委員、佐藤委員、千葉委員、八重樫委員、村井委員、笹田委員、菊本委員、森下委員、関口委員、竹田委員、沼田委員、高宮委員、栗山委員、長谷川委員、川本委員            【代理出席】 渡辺様 (中村委員代理)</p>
次回予定	令和 6 年 8 月頃
担当者	障害福祉課企画グループ 栗山 電話 (045) 285-0528 ファクシミリ (045) 201-2051
掲載形式	議事録
協議会経過	下記のとおり
<p><b>【議事】</b></p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 過齡児対策の取組みについて</p> <p>(2) 県立障害者支援施設等における取組みについて            ア 県立施設等における利用者支援の状況            イ 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について</p> <p>(3) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について</p> <p>(4) 神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会の開催について</p> <p>(5) 研修企画部会の開催状況について            ・令和 5 年度相談支援従事者研修の実施状況について            ・令和 6 年度相談支援従事者研修の実施予定について            ・相談支援専門員人材育成ビジョンの改定について</p> <p>(6) 障害者ピアサポート研修の実施について</p> <p>(7) 障害児等メディカルショートステイ運営事業について</p> <p>(8) 政令市・各障害保健福祉圏域の地域課題と取組みについて</p> <p>2 協議事項 『自立支援協議会の活動の推進に向けた方向性について』</p> <p>(1) 「運営会議 (事務局会議)」の設置について</p> <p>(2) 「運営イメージ」の見直しについて</p>	

## 【配布資料】

資料1 過齡児対策の状況について

資料2 県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について

資料3 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

資料4 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について（報告）

資料5 令和5年度神奈川県障害者自立支援協議会 第2回研修企画部会 結果概要

資料6 障がい者ピアサポート研修～当事者の目線に立った地域相談体制の充実～

資料7 障害児メディカルショートステイ運営事業の実施について

資料8 政令市・各障害保健福祉圏域の地域課題と取組みについて

資料9 神奈川県障害者自立支援協議会『運営会議（事務局会議）』の設置について

提供資料1 「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」

提供資料2 みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～

## 【協議会内容】

### 《事務局による進行》

- ・協議会運営に関する事務連絡
- ・鳥井障害福祉課長挨拶

### 《鈴木会長》

皆様、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。能登半島地震の発生等、年が明けてからいろいろなことが起こっておりますが、私たちは、この障害者自立支援協議会として様々な社会の動きの中で、どういったことができるのかということをも真摯に向き合っていて考えていきたいと思っています。本日も活発な議論をよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。本日も報告事項・協議事項がたくさんございますが、協議会の時間も限られておりますので、なるべく報告については簡略化して進めさせていただき、質疑についても共通のテーマごとにいただきたいと思っています。

それでは、報告事項（1）過齡児対策の取組みについて、障害サービス課、説明をよろしくお願いいたします。

《報告事項（1）について障害サービス課福祉施設グループ 間瀬グループリーダー（以下、「GL」という。）より報告。》

【資料1】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございました。報告事項（１）について、前回もご報告いただいた内容に加えて、来年度に向けた新しい取組みをより詳しくお話をいただきました。このことについて、皆様より御質問や御意見はございますか。

では、佐藤委員お願いいたします。

《佐藤委員》

ご説明ありがとうございました。マッチング会議と、実際の利用のところで1点質問です。以前、津久井やまゆり園や、芹が谷やまゆり園等の意思決定支援を進めるに当たって、県の施策で、入所していながらも、短期入所等の利用ができるような措置をとられた時期があったかと思いますが、例えば、入所している方がそういった地域資源を、利用される場合は、サービスの利用を拡大し、展開していくような仕組みを考えているのかということをお聞きしたいです。

《鈴木会長》

佐藤委員ありがとうございました。障害サービス課、いかがでしょうか。

《障害サービス課福祉施設グループ 間瀬GL》

津久井やまゆり園の動きについては、その対象は、障害者（大人）でした。今回のものは、その障害児（子ども）版といいますか、障害児（子ども）でありながら、障害者（大人）の施設の障害福祉サービスを利用できるということになります。

《鈴木会長》

ありがとうございます。柔軟な対応がなされることを伺って安心しました。他に皆様からいかがでしょうか。よろしければ次の議題に進みます。

報告事項（２）県立障害者支援施設等における取組みについてということで、障害サービス課お願いいたします。

《報告事項（２）について障害サービス課運営指導グループ 岸岡GLより報告。》

【資料２、３】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございました。県立中井やまゆり園、かながわ共同会の愛名やまゆり園、厚木精華園において、残念な事案が起こってしまったことの報告、そして、前回もご紹介をいただきましたが、利用者支援等の改善の方向性について、非常に網羅的に説明をいただきました。皆様から、不適切な支援が起こってしまったこと、そして、そのことへの対応について、【資料２、３】に関するご質問等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

では、森下委員お願いいたします。

《森下委員》

【資料2】の7ページ（ルビ版【資料2】12ページ）「イ 県本庁及び同愛会の対応状況」の4つ目の項目について、『法人では、個々の事業所における虐待防止委員会の委員に障害当事者を選任している。また、個々の事業所における虐待防止委員会の設置に加え、法人全体を総括する虐待防止委員会を設置して、虐待防止に向け、改善策や研修などの情報の共有化等を図っている。』と書かれていて、県立の施設においては、この虐待防止委員会や、身体拘束の適正化における委員会等といった言葉が一切見られません。そこから受けた印象として、上席が部下を叱咤激励するということを組織的にやっているようで、実際には、現場が「自分たちでどうにか改善しようよ。」「やっぺいこうよ。」というような感じが読み取ることができません。

県庁と事業所との関係や、県庁と法人との関係等や、理事長が個々の面談をするような取組みも書かれていますが、【資料2】の4ページ（ルビ版【資料2】6ページ）に「管理職は職員が一人で支援にあたる状況を把握していながら、柔軟な応援体制を組むなどのマネジメントが欠如していた。」と報告にあり、すべての管理者がとは言いませんが、マネジメントに欠けている管理者が、個々の職員と面談をしても、改善は図れませんでした。どちらかというわけではありませんが、同愛会は民間ですから、やはり、今の制度上にある虐待防止委員会や、身体拘束における適正化委員会を立ち上げることは当然だと思っています。組織的に、現場も交えながら改善しようよという姿勢が伝わってきますが、県の取組みは、組織的というよりは、官僚的な物事の考え方で、現場が育ちにくいように感じます。或いは、現場の想いとか、現場の考えとか、現場で起こっている事実を本当に汲み取っているのだろうかという疑問を感じ、同じ改善に向けた取組みであっても、読み取り方によるのかもしれませんが、大きな差異があるように感じます。

やはり、現場も交えた研修会で「現場が今起こっている問題や課題を自分たちのこととして考えていけるようにすること」が大切で、改善だけの話ではなくて、理想を語り合うような現場でなければいけないと思います。「どういう場所にしましょうか」とか、「支援とは何ぞや」ということを語り合える場というのは、この虐待防止委員会というのは、虐待の検証だけではなくて、自分たちの施設や事業所のあり方を一緒に考える場ではないかと思っています。それが、県立の施設には見えない。やっているのかもしれませんが、それが全く言葉として出てきていません。だから、繰り返されるのではないかなと思います。

つまり、当事者意識とか当事者目線というのが、職員自身が当事者になり得ることはないとしても、「自分たちの現場だ」という当事者意識や当事者目線を育てるような取組みをしないことには、上席が幾ら叱咤激励して理念を語ったとしても、現場が我が事になっていない。当事者になっていない。現場は悪人が揃っているわけではないと思います。そうであるならば、そういう現場のプラスの思いを引き上げてくれるような場づ

くりをしないといけないと思います。だから、この報告を読んでいて、これは何だろうかかなと、不信を持ったというのは失礼かもしれませんが、どちらかというところ、同愛会のように、「現場でやらなきゃいけないよね」という組織作りが望ましいのではないかなということを感じました。

《鈴木会長》

森下委員、ありがとうございます。同愛会の場合には、県立の施設を運営している法人ではありますが、法人内の別の事業所で起こったことについての動きに対して、県が民間法人に運営を任せている愛名やまゆり園と厚木精華園、そして、県直営の中井やまゆり園に関しては、県立というところでは少し関わり方について、民間施設と県立施設の取組みに違いや温度差というものがあるのではないだろうかというような指摘だったかと思います。このことについて障害サービス課いかがでしょうか。

《障害サービス課運営指導グループ 岸岡GL》

森下委員、御意見ありがとうございます。中井やまゆり園のアクションプランの取組みを通じて、やはり、これまでの取組みについては、トップダウンになってしまっていたのではないかというところについては、非常に反省をしているところです。そういった意味で、現在、中井やまゆり園では、アクションプランの中においても理念を定めてはおりますが、現場の職員が自分たちの言葉で、利用者と紡いでいけるような理念をもう一度考えてみようという取組みも始めたところです。

そういった意味では、遅まきながら、もっとしっかりと現場の中で「どう変えていかななくてはいけないのか」、「自分たちが何を目指していかなければいけないのか」といったことをしっかりと言語化し、その想いを共有するような取組みをしっかりと始めていきたいと考えております。そうした取組みも含めて、まだまだ足りない部分があると認識しておりますので、引き続き、御意見をいただければと思いますので、よろしく願います。

《鈴木会長》

ありがとうございました。

どうぞ、森下委員よろしくお願いします。

《森下委員》

釈迦に説法のような話になって大変失礼ではございますが、障害者総合支援法の基本理念※に我々障害福祉の現場がやるべきこと、何をして、何を指して、何を具体的にすればいいのかということが、書かれているといつも思っております。

日常生活及び社会生活を営むための支援をする。そして、どういう社会を目指すのかということ、ともに生きる共生社会を目指す。そして、我々は何をしなければいけないのかということ、社会参加を目指すし、そういう機会を目指す。そして、障害のあるなしに関

わらず、自分が選んでいく。そして、社会で起こっている課題性について、排除または、それに対するアクションを起こしていかなければいけない。という基本的な考え方があった上での支援だと思います。

現場の職員が、何を考えるのかと言ったときに、リーダーになる人たちがしっかりと障害者総合支援法の基本理念について説明できなければ、現場で行われている、今日の楽しみや、楽しみじゃないということの理解までには至らないということです。

だから、みんなで共有して、理念とかを考える時間というのは、悪いことだとは思いません。ただ、共通して考えなければいけないのは、障害者総合支援法の基本理念にもバッチリ書かれています。ここの解釈や、読み込みがきちんと現場に伝えられているのかということだと思います。その上で、現場で何をするのかということになりますが、最終的には現場の責任のように今の話は聞こえましたが、違うと思っています。

やはり、組織として、リーダーとして、我々の仕事は何を目指して、何をやるんだというものがあつた上での現場の取組みだということをしちゃんと順序立ててお話ししないとイケないと思います。

また、理念をつけるのは、現場ではないと思います。実践をするのは現場だと思いますが、価値観や考え方のようなものを出すのは、今の社会はもう出されています。その出されているものを、どう現場で具現化・実現化するのかというのは、今の社会の福祉現場のあり方であつて、現場で理念を考えなくてはいけないという時代ではもうないと思っております。制度や法律は、それを目指そうとしておりますので、そこを是非、お伝えしていただきたいと思います。

※ 『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』より一部抜粋。

（基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

《鈴木会長》

森下委員、ありがとうございます。今のお話については、県に受けとめていただくということで、お願いしたいと思います。

やはり、今、森下委員がおっしゃった最も大事にすべきところが揺らいでいるのかも

しれません。それは、それぞれの施設、事業所の自立的な、自走した形でしっかりと権利擁護がなされていくというところがないと、いつも誰かに与えられた形では、やはり、支援の本質的なものは実現できないのではないかということはお話を聞いていて、その通りだと思いました。

また、【資料3】の4ページ(ルビ版【資料3】8ページ)最後のところに、中井やまゆり園の今後の方向性に『地方独立行政法人化』という言葉も出て参りますが、そういったことをしていくのであれば、ますます今、森下委員がおっしゃったようなベースの部分をしっかりとしていかなければ、運営形態が変わっていくという中で、改善の道筋がっこうとしておりますが、それが継承できるのかということも、個人的に非常に心配になるところでもございます。是非とも、しっかりと取組みを進めていただきたいと、個人の意見もつけ足しましたが思っているところです。それでは、他に皆様からはいかがでございましょうか。

では、小泉委員からのご質問でございます。

#### 《小泉委員》

毎回こういった報告を聞く度に辛い気持ちになりますが、現場と支援・指導側で、先ほどもおっしゃられていたように溝が生まれてしまっていないかと懸念しています。理想があって、「いや、そうは言ってもそんなことできないよ」という現場に、「じゃあ、具体的にどうすればよかったのか」という部分に答えていく必要があると思っていて、例えば、事故が起こってしまったときに、結果論でその職員が責められてしまわないかとか、現場の人はそんなことを考えているのかと思います。そういったところに、指導側が答えていく必要があると感じています。

また、こういったことが発生する原因として、経験が浅い職員が入れ替わり配置されているから起こってしまうのか。或いは、その施設に長くいると少しずつ慣れてしまったり、麻痺してしまったりしてこういったことが起こるのかということについて、検証等はされているのかということが気になりました。

こうやって事故が起こる度に、これをやったらニュースになるとか、大きな問題になるということはみんなわかっているはずなのに、入職されるときとかにそういう教育や、事例共有みたいなことは行われているとは思いますが、実際のところはどうか。

#### 《鈴木会長》

小泉委員ありがとうございます。今のお話について、いかがでしょうか。

では、障害サービス課からお願いいたします。

#### 《障害サービス課運営指導グループ 岸岡GL》

先ほどのこういう虐待事案が起きた場合に、「じゃあ、どうすればよかったのか」ということについてですが、一番重要だと思っていることは、起きた状況をもう1回再現す

る中で、職員一人ひとりがどう思っていたのか、利用者さんに対してどんな思いをしてその行動や、支援をしていたのかということなのです。もう一度振り返って、その中で、「本当だったらこうすればよかったね。」ということ、しっかりと関係した職員、同じ寮の中にいた職員が利用者を中心に考え直すということが重要だと思ひ、こういった事案が起こる度に、事案の振り返りをやっているところです。

また、経験の浅い職員が起こしたもののなのか、それとも勤務が長い職員が起こしたもののなのかという御質問がございましたが、やはり、事案によって年齢層はそれぞれでした。

今、県として考えなくてはいけないと思っていることは、若い職員が起こしてしまった事案については、特に行動障害とか、自閉症等に対する理解や、接し方等ということがしっかりとわからないままにいきなり現場に放り出されてしまうことがないように、支援にあたるまえの研修等をしっかりと行っていくことが必要だと思ひています。

また、勤務が長い職員だけではなく、ある程度勤務をしていると「こういう支援が当たり前」というようになってしまう職員も中にはいるということが、今回わかりましたので、そういった職員については、支援の中で気になったことをまずは職員間でしっかり言い合えるような風通しの良い職場を作っていくことが大切だと思ひています。

取組みの中においては、見守りカメラを使って、悪かった支援だけを指摘することに使うのではなく、「こんなふうにしたならこんなふうにした」というような、いい取組みについてもカメラを使いながら、共有していくことで、今まで「こういう支援が当たり前だ。」というようにやってきたものを、「こうやったら実は変わったよ」というように共有していくことが大事なのではないかと考え、そういった取組みについても各園にも広めていきたいと考えているところです。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。県職員、県福祉職全体の人材育成が課題というのはありますけれども、そういったところも含めて、取組みをお願いしたいと思ひます。他にはいかがでしょうか。

では、山崎委員、そして八重樫委員という順番でお願いいたします。

#### 《山崎委員》

【資料3】の3ページ(ルビ版【資料3】5ページ)(イ)取組みを進める中で気付いた課題で、私どもの法人でも、入所者のことで全く同様のことを痛感しておりますが、「障害者の高齢化」については、いろいろな施設においても課題となっていると思ひます。

「c 医療に関する場面での課題」で、1つ目の眼科の白内障については、私どもの法人の施設においても、入所している何人かの方が高齢化により、白内障になっていきます。家族と相談して、手術を受ける方や受けない方がいらっしゃる、家族の意向も含めて対応をしてはいますが、家族の中には「この子には手術を受けさせないで欲しい」と

言われることもあります。職員の支援としては、絶対手術を受けて欲しいと思っ  
てはいますが、やはり、家族の視点に立つと、もうあと何年生きるのかわからない  
方に対して、手術のリスクを負ってまで手術すべきかと考えると「受けない」と  
いう判断に至るようです。手術を受けることができず、実際にほとんど目が見  
えない状態になり、目も真っ白になってしまった方の支援をしなくては  
いけないということが出てきています。

2つ目の項目のてんかんの薬に関しても同様に、囑託医というか診て  
いただいている先生がいらっしゃいますが、行動障害の方は、なかなか脳波  
を取るときに大人しくしていることが難しく、今回取れなかったと帰って  
きてしまい、前回と同じ薬が処方されることを繰り返している方について  
も何人かいらっしゃいます。

このように、家族の意向とかも含めて、支援現場と、やはり実際の支援  
をする上では「ここまでやった方が本当はいいのではないか」と思っ  
ても、なかなかできないということがあるという現実が、民間におい  
てもありますので、県からどのように対応していけばいいのかという  
ような、きちんと検証をして、より良い支援を民間も含めてやって  
いただけると大変助かると課題を見ながら感じましたので、一緒に考  
えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 《八重樫委員》

【資料2】の5ページ（ルビ版【資料2】9ページ）の「イ 未然防止・再発防止  
に向けた取組」の「課題解決に向けた取組」の欄についてですが、比較的、座学  
的な研修みたいなものを想定されていると拝見して思ったところでございま  
す。項目ごとに「意識」とか「知識」とか「実践」というところが並べら  
れている中で、おそらく座学で得られるものというのは、知識的な部分だ  
と思っております。実際に起きている事象や、虐待の状況を見ると、直  
接支援の現場の中で支援力をどう高めていくのかというところで、それ  
は知識だけで補えるものではなくて、実践の中で実際に利用者と相対し  
たときにどんなふうになら対応していくとかということが一番大事な  
のではないかなと思っていて、そこをつなげていく役割というのは、お  
そらく組織の中で中間管理職的な方々だと思うのですが、そういう方々  
に向けた、おそらく県立施設であっても、共同会であっても、そういう  
知識や技術的なものを持たれている職員がまだまだいらっしゃると思  
うので、そういった人達がうまく核となって、やはり実践の現場におい  
て、実地教育的なOJTを入れるとか、そういう取組みをしていかないと、  
なかなか変わらないのかなと思っていて、その課題解決の取組みを  
拝見すると、職住分離を徹底するとか、そういうところも確かに大事だ  
と思えますけれども、その手前のところもやっていかないと、結局繰  
り返されてしまうのではないかなと個人的に感じたところでございま  
す。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。山崎委員、八重樫委員からのお話は、高  
齢化等で起こっている課題について向き合っていくこと、そして、再  
発防止等に向けた取組みについてのOJTも含めて、もう少し座学だけ  
ではなく、より実際の支援の場に近いところでの学ぶ

ことも重要ではないかというご指摘でした。こちらは県の方に受けとめていただく形でお願いしたいと思います。

それでは、下条委員お願いいたします。

#### 《下条委員》

今回もですが、こういった虐待事例等を見ていて私が感じたことは、支援を行う側のストレスとかはどうなっていて、どう解消しているのかということを感じました。当事者目線ということで、当事者の意思を酌み取ろうという取組みをやってらっしゃるのはすごくいいことだと思いますが、実際に当事者を支援する側というのは、その現場で直接関わる職員です。その職員たちが、仕事に対してのモチベーションを保てなければ、イライラもするし、どうしてこういうことをしてくれないのと思ったときに、手が出てしまうことや、悪い方向に向かってしまうというのは、当たり前なことだと思います。それについては、やったことは悪いことなので、それが虐待に当たれば事件になってしまうことはわかりますが、その人だけが責められてしまうことは違うと思います。支援を行う方一人に責任を押し付けてしまっただけではいけないことで、その日、何がどうして、そうイライラしたのか、そのイライラする原因は何だったのか、それをどうすれば解消できるのかということを考えることや、事例等を使って、施設で働く職員の間で共有することや、それを検討することというのは、すごく重要なことだと思います。そして、働いている人たちの中で共感し、そのストレスの解消方法等を話し合っただけで探していくことも重要だと思います。そういったことを見ていて、職員の方々のケアが私は必要だと思ったので、そういうものも考えていただいた方がいいと思いました。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。下条委員のお話は、いわゆる支援者支援といいたいでしょうか、支援にあたる人たちの健全さをどう保っていくのかということについても、是非加えて欲しいというご意見でした。それでは、笹田委員よろしくお願いします。

#### 《笹田委員》

権利擁護センターで、施設従事者向けに国研修の伝達研修をやったときに、「虐待が繰り返されるのはなぜか」というようなテーマでグループセッションを行いました。その中で出てきたのは、「組織としてやろうとしていることが、現場の職員にきちんと伝わっているのか」或いは、「職員が自覚をして、支援をしているのか」ということが問われる。発生してしまっている原因が、例えば環境の問題であれば、それに対する対応が取り組んでいるか、どうかというような意見がありました。

今回、課題解決に向けた取組みで、言葉は綺麗ではありますが、例えば、マニュアルの抜本的な見直しは、「何をいつまでに」というところを、きちんと示しているのか、進行管理をきちんとしてもらった上で、現場がまだここまでできていないとか、ここは1つクリアしたというような達成感等、ゴールが見えないまま、日々これが繰り返される

のは辛いだろうなど、先ほどのお話を聞いて、現場職員のストレスもあるのだろうなど思いました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。今、笹田委員より、【資料2】の5～6ページ（ルビ版【資料2】9～12ページ）の「未然防止・再発防止に向けた取組」のところにより、課題が明確になり、そして、その目指すべき方向性や、取組みが見えてきた。それは、どのような形で実施され、いつまでにどんな形で可視化されながら、また、検証されながら行われていかなければということについてのご指摘だったと思っております。やはり、この取組みを「やっておしまい」ということではなくて、P D C Aサイクル等での進捗の管理等も大事になってくると思います。ご意見として承りたいと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。この最初の議題については、皆さんの大きな関心を引き起こし、たくさん意見が出ましたが、これは県や県立施設への期待だと思って、是非とも県にはお受けとめいただきたいと思います。

では、次の議題に参りましょう。報告事項（3）神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画です。障害福祉課お願いいたします。

《報告事項（3）（4）について障害福祉課企画グループ 安田GLより報告。》

【資料4】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございます。まずは、条例に基づく新しい計画についてでした。障害者計画と障害福祉計画をミックスされたものが、この4月から動き出すということで議論が進み、まとまってきたというお話でした。その中で、この条例を策定していく1つのエンジン・推進母体となっている「障害者施策審議会」の下に障害当事者部会ができたということでした。その意見についても反映されつつあるというお話でありましたけども、まずは、本協議会の委員でもあります下条委員から、この当事者部会へもご参加されたということで、印象やお考えみたいなものがあれば、お聞かせください。

《下条委員》

今回、当事者部会に参加させていただきましたが、身体・知的・精神の方は、結構こういった会議等に参加される方が多いイメージがあり、他の障害については、あまりお会いしたことがありませんでした。今回の当事者部会では、視覚障害の方や、聴覚障害の方もいらっしやって、手話通訳の方とかが入った状態で参加されていて、難病の方もZ o o mを使って参加されていて、今まで会議とかでお会いしたことの無い方々とお話しすることができ、すごく新鮮でした。

また、参加された方もすごく活発な意見を言われる方が多かったので、意見がどんど

ん出てきて時間が足りませんでした。話していると、いろいろお話をしたくなってきてしまい、決めたいことだけではなく、それに関してのいろいろなお話が出てきてしまって、やはり話がまとまらなくて、どんどん時間が延びていってしまうということがあり、今回は時間が足りなかったというのを感じました。

今後は、1回目にいろいろ課題等があったので、2回目以降はもっと進行とかも慣れてくると思いますし、当事者側としても、どんなふうに話をしたらいいのかということもわかってくるかと思しますので、今後もいろいろ話をさせていただく機会とかがあればいいなと思っています。

#### 《鈴木会長》

下条委員ありがとうございました。皆様からもご意見をお伺いしていきたいと思えます。県の新しい計画について、委員の皆様からご質問ご意見ございましたら、お願い申し上げます。また、特に新たに新設されました障害者施策審議会の当事者部会のことについても、是非ご意見があればと思えますが、いかがでしょうか。

森下委員、お願いいたします。

#### 《森下委員》

【資料4】のスライド18枚目（ルビ版【資料4】スライド18枚目）、「県独自の目標設定等の一例」のところで、地域移行の県立施設を含めて10%という目標数値ですが、第7期障害福祉計画の数字と並行するところを神奈川県は6年間かけるというところで、国の指針では、令和4年度末を基本として6%の削減というのが国が考えている数字であって、この令和4年度というところにさらに前ということは、要は何か数字の整合性のところで、その目標の設定が神奈川県は、令和元年を基にして国は、令和4年度末から6%で、その施設に入所者数をさらに5%削減するっていう、認識ではそうだったような気がするのですが、令和元年となると、相当数字に狂いが生じないかというところがあり、でも、国は3年間の中で、この数字を目標として掲げていますが、神奈川県は先ほど言った6年計画の中でこの数字を目標としているのかということを確認したいです。

単純に言うと、1つは、令和元年でいいのかということ、国は3年と言っているが、なぜ6年でやろうとしているのかということ、国は利用者数をイコールではなく、5%以上削減すると言っていますが、ここで神奈川県が言っているのは、利用者数も含めて10%ということ併せて言っているのかという点について、理解が間違っていたら申し訳ございませんが教えてください。

#### 《障害福祉課企画グループ 安田GL》

森下委員ありがとうございました。資料の数値の間違いでしたので、修正いたします。大変失礼いたしました。※ 掲載資料は、修正済み

この国の指標に沿った部分に関しては、3年の目標になっているので、3年目できち

んと見直しをしていこうと思っています。そのため、利用者数については、国の指針に則って5%、地域生活移行者数については、県独自の目標として県立施設の分も加算し、10%を目指すという指標を設定させていただきました。

《鈴木会長》

ありがとうございます。国の計画との整合性という部分のところでのご意見をいただきました。ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。

それでは、戸高副会長お願いします。

《戸高副会長》

先日開催されました湘南東部圏域の自立支援協議会の中で、『当事者と一緒に考えたみんなで読める神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～』というものの紹介がありました。その報告を聞いたときは、そういう仕組みの展開っていいなというのがあったので、本日の報告には入っていませんが、この条例に関する普及や、その当事者の方がどんなふう to これを読み込むのかということで論議されていたのがあったので、もしかしたら、皆さんがもうご存じだから別に報告することがないということなのかもしれませんが、取組みとして非常にいい展開であり、ああいう考え方を各事業所等においても、取組みをやっていく必要があるのではないかと報告があったので、経過的などころを含めて報告をお願いします。

《鈴木会長》

戸高副会長ありがとうございます。障害福祉課お願いします。

《障害福祉課企画グループ 安田GL》

ありがとうございます。先日の湘南東部圏域自立支援協議会で説明のありました「みんなで読める版」は、神奈川県当事者目線の障害福祉推進例を策定したときに、本協議会の下条委員にもワーキンググループに御参画いただき作成したものになります。

条例のみんなで読める版と同様に、基本計画においてもみんなで読める版や、概要版、もう少し読みやすいものにするか等については、今後、意見をいただきながら検討していきたいと考えています。

《鈴木会長》

戸高副会長ありがとうございました。今、私も横で「作れって言ってくれ」と話していたところです。先ほどご紹介いただいた条例のみんなで読める版については、当事者の方が加わって作ってくださったということでしたが、できれば基本計画においても、作って欲しいと思っています。イーजीリード版等を作るのは、私は1つの合理的配慮だと思っています。この計画が誰のための計画なのかということを考えれば、当然、神奈川県民全体ではありますが、そこで最もフォーカスされるべきは、障害当事者の

方々であるというのは言うまでもございません。

先ほどの言葉を借りて、釈迦に説法ではありませんが、この条例の土台となっている障害者権利条約を策定する中で、世界の障害のある方々がおっしゃってこられた「私たちが抜きにして、私たちのことを決めないで」というスローガンを思い出します。やはり、下条委員が先ほど、今回、第1回当事者部会の開催についてはよかったけれども、課題があり、それにどう向き合っていくのかということ、また、私見を申しますが、当事者を飾りにしないでいただきたいと思っています。障害当事者が参加して、本当に生きた条例になっていかなければ、神奈川県が目指している姿とは違うことになっていってしまうと思っています。その辺りは、是非とも下条委員また、戸高委員から質問をいただきましたが、前向きに取り扱っていただければと思っています。他に皆様からのご意見いかがでしょうか。

では、佐藤委員、お願いします。

#### 《佐藤委員》

まず、情報として、中井やまゆり園の事件、虐待の報道と、津久井やまゆり園の状況があったときに、中井やまゆり園の利用が一旦ストップするという話が上がってきたときに、特に行動障害がある方たちの行き場がなかなかなくなると私は思い、当時、地域の調査のために、行動援護のサービス提供をしている事業所を回りました。地域で生活せざるをえない方たちが増えていくと思ったので、重度訪問介護のサービス利用を増やすとか、そういったことを考えているのかということについて、お話を伺うと、「とてもじゃないけど、そんなお金にならないことができない」と、いろんな事業者がやはり同じようにおっしゃっていました。

そこで、【資料4】のスライド18枚目（ルビ版【資料4】スライド18枚目）の地域移行者数のところももちろんそうですし、【資料4】のスライド20枚目（ルビ版【資料4】スライド20枚目）にある地域間の障害サービスにおける格差の均衡という形でこの重度訪問介護の利用促進に係るといふところが書かれていますが、これが具体的に市町村に補助が入る形になるのか、そこを通して、そこを促進する事業者に補填的に入るような形になるのかちょっとその辺りについて伺えたらと思っています。

#### 《鈴木会長》

佐藤委員ありがとうございました。このあたり、地域移行をしていくための裏付けとなるサービスという部分では重要なことだと思います。県の方から一言お願いします。

#### 《障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GL》

重度訪問介護等の訪問系サービスにつきましては、地域生活を支える大変重要なサービスであると考えております。ただ、市町村の財政力によりまして、その支給量に地域格差が生じるということがあってはいけませんので、県としては、令和6年度に重度訪問介護等の訪問系サービスの利用促進に係る市町村への補助事業を創設する方向で、予

算計上しております。この補助事業を通じて、地域の格差なく、必要な訪問系サービスの受給ができるような仕組みを整えたいと考えております。

補助の対象は、あくまで市町村への補助という形になります。市町村への補助を通じて、市町村が、その支給を抑制することがないようにというそういった主旨になっております。

《鈴木会長》

私の方からも、もう少しだけ伺ってもいいのでしょうか。この補助の市町村の用途については、かなり自由度が高いものと見ても良いのでしょうか。市町村がその利用促進を図っていくということについて、そこに市町村に入ったお金がどのように使われていくのかという部分のところはいかがでしょうか。

《障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GL》

この制度につきましては、国の補助制度を活用した事業となっております。重度訪問介護等の訪問系サービスの支給におきまして、現に市町村においても、超過負担が発生してしまっているため、赤字を理由として支給を増やすことができないということがないように、県としては赤字が生じている市町村に対して、その分補填をしていくことで県も応援する姿勢を示しながら、必要なサービスの支給を担保して欲しいといった趣旨になっています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。要は、キャップをあまり被せないようにということでしょうか。たしかに、市町村の財政力は異なっておりますが、それによって、同じ神奈川県に住んでいて、同じような障害のある方々にサービス格差があってはいけないということへの是正だと理解しました。ありがとうございます。他に皆様いかがでしょうか。特にありませんので、ここで10分間の休憩としたいと思います。

～休憩 10分間～

《鈴木会長》

では、時間となりましたので、再開させていただきます。休憩の間に先ほど話題に挙がりました、みんなで読める神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例の冊子を配っていただくことができました。ここまで立派なものかどうかわかりませんが、是非とも、計画についてもお願いできればと思います。

続きまして政令市・各障害保健福祉圏域の地域課題と取組み（【資料8】）について、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀・三浦圏域、湘南東部圏域、湘南西部圏域、県央圏域、県西圏域の順でお願いします。なお、県西圏域については、本日大友委員が欠席の

ため、県の方で説明をよろしくお願ひいたします。

では、横浜市お願ひします。

《横浜市 渡辺様》

障害施策推進課長の中村に、急遽対応が入ってしまい、障害施策推進係長の渡辺が代理で出席をさせていただいています。

横浜市ですが、こちら資料に記載の通りで特に補足の説明はございません。以上です。

《鈴木会長》

ありがとうございます。

では続きまして、川崎市お願ひします。

《川崎市 竹田委員》

前回の協議会で、自立支援協議会が課題の羅列で目詰まりをしていて、具体的にどんな取り組みをしたらいいのかということを整理しているという話をさせていただきました。その後、さらに調整を進め、自立支援協議会の本来の機能という原点に立ち返って、地域課題の抽出だけではなく、地域課題の解決に向けて、きちんと取り組みを進めるためのエンジン役は、現状の指定特定の相談支援専門員や、委託している事業者等、非常に多忙な方々が横一線でやるということはなかなか難しいと考えております。

【資料8】(1)の5ページ(ルビ版【資料8】(1)9ページ)の一番下に記載しました今回の改正で基幹相談支援センターの役割が、自立支援協議会の中でも新たに明確化されましたが、基幹相談支援センターと、行政が設置する地域リハビリテーションセンターが旗振り役になって、地域課題の整理と、具体的にどんなアクションを起こす推進役になるような形で、位置付けの再整理を図っております。そこが具体的なアクションを提案していきながら、自立支援協議会が一体になって取り組みをするというような体制を整えるということで、さらに調整を進めるということになっております。この人材育成に少し時間がかかりそうなので、実際に稼働するのはもう半年ぐらいかかるかと思っておりますが、今そのような取り組みを進めているところです。

《鈴木会長》

ありがとうございます。川崎市ではかなり大胆な改革を進めていると伺っています。是非ともこの先もいろいろと教えてください。ありがとうございます。

では続きまして、相模原市よりお願ひします。

《沼田委員》

【資料8】(1)の7ページ(ルビ版【資料8】(1)11ページ)をご覧いただきたいと思ひます。圏域の地域課題及び取り組み状況についてということで、地域課題を挙げてお願ひします。

福祉分野の支援者間や地域の連携が不十分なことから、当事者自身が相談内容を具体的に発信できないと障害福祉サービス等の支援に繋がりがづらくなっているということが1つ目の課題です。2つ目が福祉分野と教育分野の連携が不十分であるように感じている支援者が多いということ。そして、3つ目は、相談支援専門員が不足しているということ。4つ目としてグループホームや放課後等デイサービスなど、市内で急増している事業所に対する人材育成が不十分なことにより、不適切な支援の懸念があるということですが、実際に施設内虐待の通報相談件数も増えてきている状況がございます。

こういった課題に向けた取組みとして、「市内のインフォーマルな情報を共有できる方法が構築されてきた」ということで、地域情報ナビといったものが構築され、当協議会での活用方法を検討していくということと、本協議会で作成した「障害福祉分野の機関と地域、警察、コンビニ、学校との連携をまとめた事例集」を引き続き活用すること、障害福祉サービスと介護保険との連携に関する事例集の作成にも取り組んでいるということが挙げられます。2番目として、昨年度に引き続き「教育と福祉の意見交換会」を実施し、41名の方に参加いただきました。3番目として、業務上の悩み事や経験談を共有できる場を提供する「相談員オープンデスク」というものを実施し、15名の方に参加いただきました。そして、相談支援専門員の人材育成で活用できるよう、平成27年度に作成した「相談支援専門員研修体系における『基礎研修、ソーシャルワークの基礎』テキスト」の加筆時点修正に取り組んでいます。最後に、グループホームに対するアウトリーチ型の研修を実施しました。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。ここまで政令市の報告をいただきました。このことを読み込んでいくと、いろいろなものが見えて参りますが本日は書面での共有とさせていただきます。続きまして各圏域からご報告をいただきたいと思います。

では、横須賀・三浦圏域から報告をお願い申し上げます。

#### 《山崎委員》

【資料8】(1)の8ページ(ルビ版【資料8】(2)13ページ)になります。2月27日に第2回目の圏域自立支援協議会を行いました。前回同様、当事者からの訴えというものを皆さんにご報告させていただきたいと思っております。まず、市町の自立支援協議会に、障害者団体や障害のある人がどれだけ入っているのかというご意見が出ました。防災、高齢化、雇用が仲間内では大きな課題なので、そういうことをきちんと聞いて欲しい、そういう場を作って欲しい、圏域及び市町できちんと考えてくださいというのが1つ。

次に、同じ神奈川県に住みながら市町によって、福祉のサービスに差があるのはおかしいというご意見もいただいております。

また、セルフプラン減少を目指しているが、本来のセルフプランの意味を大切にしてもらいたいというところで、これは身体の方ですが、きちんと自分でプランを作りたいという方のご意見もありました。

そして、ろうあの方、4番、5番になりますが、会議に出席しているが、手話通訳を用意しているから話ができるけれど、普段の生活にはこのような場がなく、本当に意思疎通にすごい困難さが伴っている生活というのを、皆さんに気にして欲しいということ。

あと、災害時にろうあの方には情報が本当に入らなかったそうです。いつ起きるかわからないのが災害なので、準備だけはできるようにきちんと自立支援協議会等で考えて欲しいというご意見が上がっております。

次に、【資料8】(1)の9ページ(ルビ版【資料8】(2)15ページ)の3つ目のところになります。先ほどのセルフプラン0のところです。やはり、放課後等デイサービスが激増するのは止まらずに、セルフプラン0を維持するためにはモニタリングを飛ばすことや、セルフプランをどのように、ゼロを保つもしくは減少させるかというのが、市町で大きく課題になっていることが謳われております。また、福祉人材難で、福祉施設の職員の求人に変な苦勞が伴って、その求人を充足するのに苦勞しており、次の2番の課題解決の取組みのなかでもう一度お話しさせていただきます。

そして、福祉人材難の中で、福祉相談員について、これは福祉現場で経験年数が必要とされて、福祉現場、直接支援の中では中堅とされる層の人材が、どうしても相談員に回るような今のシステムになっていると思います。そこで相談員に異動できるだけの人的、財政的な余裕がないというのが、かなり今厳しい状況になっていて、その中で現任研修を受けるにあたっての要件で、実務経験2年の縛り、これは相談員の質を担保するために作られていますが、現場としてはかなり難しいというご意見も出ております。

あと、現場の中で、県立施設で、強度行動障害児者の受け入れ体制がなくなり、しかもコンサルテーションもなくなってしまったため、地域で暮らす障害児者のアセスメントや支援方法を組み立てる機能が全くなってしまった。これは神奈川県では地域移行を謳いながら、逆行しているのではないかと。

また、短期入所などのセーフティーネットについて、県としても役割を担っていただくべきじゃないかというようなご意見もいただいております。

その中で課題解決に向けた取組みとしましては、先ほど申し上げました福祉人材難のところに影響しますが、やはり、かなり支援現場でも困っております。2「課題解決に向けた取り組みについて」の2点目になりますが、支援の質の問題に対して、その中でも何とか、市町で協力してできないかということで、圏域にもご相談いただきまして特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク(以下、「KCN」という。)のご協力をいただいて、圏域版のサービス管理責任者・児童発達支援責任者(以下、「サビ児管」という。)向けの研修というのをこの間に開催しております。サービス等利用計画と個別支援計画の連携の重要性を確認するためにも、サビ児管の方たちが、個別支援計画を作っている。これが、普段は自分のところで作っているものしか見られませんので、他の人たちがどういうふうで作っているのか持ち寄っていただいて、他の人たちの個別支援計画を見ることによって勉強するという機会を、今回は作らせていただきました。次年度にもこのように少しずつ、支援の質を上げるためのステッ

プアアップを考えられるとよいと皆さんからご意見いただいております。

あと、福祉人材難で相談支援の現任研修を受けるための経験年数2年の縛りに対して、各市町の自立支援協議会や、圏域の自立支援協議会でも、先ほどの強度行動障害のことに対してとか、本当に現場では困っていることを、神奈川県に声を上げる役割が圏域の自立支援協議会や、各市町の自立支援協議会にも、あるのではないかというご意見をいただきまして、今回の第2回の圏域の自立支援協議会の中で、みんなできちんと声を上げましょうという確認を取らせていただいております。

続いて、横三圏域で、今どのように基幹相談支援センターや自立支援協議会が取り組んでいるかという資料、前回圏域の自立支援協議会で配った資料を、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町の4市1町で、どのように取り組んでいるかというものを付けさせていただきますので、ご確認いただければと思います。

【資料8】(1)の13ページ(ルビ版【資料8】(2)22ページ)のQ4に各市町で相談支援体制の現状という、相談支援事業所の数や、相談支援員の常勤換算の数とかを、括弧書きや昨年度の数で今年度と比較できるところは列記しておりますが、見ていただきますとわかるように、相談支援事業所がほぼ横ばいに少し増えたとしても、常勤換算で言うと、微減になってしまっているような感じです。本当に相談員というのがなかなか増えない。ただその中で、計画の数やモニタリングは激増しているというのが、この数字にあると思いますので、皆さんに見ていただこうと思って添付させていただきます。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。本当に、これを見るだけで議論したくなりますけど、本日は共有ということにとどめさせていただきます。

では、続きまして湘南東部お願い申し上げます。

#### 《佐藤委員》

簡潔にご報告をさせていただきます。圏域の自立支援協議会の開催状況及び、予定に関しては記載のとおりで、第2回目を令和6年2月16日に行いました。

先ほど副会長の戸高委員からもお話がありましたが、報告事項に加えて今回、意見交換討議という形で、各市町の虐待状況を基に神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～について、当日は神奈川県共生推進本部室の小林さんから、策定の経緯を簡潔にご報告いただき、この策定メンバーでもあり、協議会の委員でもあります富田委員と策定のサポートに携わっておりました、にじいろでGO!の小林委員もこの協議会の委員に参加しておりますので、その策定の具体的な中身などの辺に注力をしていったのかを、本当に作り上げる過程を、お二人の委員からお話をいただきました。その話を踏まえた中で各委員から意見をいただき、事業所で同じようなものが事業所版として作れるといいとか、各市町で、また当事者会の中で、この市町だったらこんな表現の方がいいのではないとか、そういうものが新たにまた作れるというご

意見もあります。

地域課題についてですけれども大きくは2つ挙げさせてもらっています。そういった当事者目線の取組みも含めていく中で意思決定支援ということも、かなり尽力をしております。

3月1日には、この委員でもある「みんなで読める版」にも、サポートで入っていた小林委員に講師になっていただいて、意思決定支援研修を行っております。地域の偏りがありましたけれども、40名弱の現場職員の方が参加をされておりました。この後に研修企画部会の報告もおそらくあろうかと思えます。この湘南東部圏域は、かなり初任者研修の受講者が今年度ものすごく多くて、やはり基幹相談支援センターだけでインターバル研修をやっていくのはなかなか難しいというのが実際ありました。この主任相談支援専門員連絡会の中で、そういうレクチャーをもし受けられるようであればインターバル実習の受け入れについても、自分のスキル向上のためにもやってみたいという積極的な意見もあって、KCNさんにもご相談をさせていただく中で、来年度早々に初任者研修が実施される前に、そういった主任相談支援専門員向けのインターバルのレクチャーというか、勉強会みたいなものを開催できないかと、KCNとも現在、詰めている段階でございます。

そこを返しながら、主任相談支援専門員と各市町の機関がどのように連携を図っていくのかも、この主任相談支援専門員連絡会議と、基幹相談支援センターの連絡会も行っておりますので、そういったことを合同の会議も踏まえながら、市町連携と圏域連携ということをしていけるといいかなと思ひ、来年度に向けてまた取り組みたいと思っております。簡単ですが、湘南東部からの報告は以上になります。

#### 《鈴木会長》

お疲れ様でございます。ありがとうございました。

では、続きまして、湘南西部圏域よりお願いいたします。

#### 《千葉委員》

【資料8】(2)の19ページ(ルビ版【資料8】(3)33ページ)からになります。圏域の協議会第2回を2月28日に開催しています。地域課題として継続して報告させていただいていますのは①番です。下段の①番の、グループホームに関する事と、②番の地域生活支援拠点に関する事になっています。

こちらの2つに関しましては、先日の第2回の圏域協議会においては、①番のグループホームについて、圏域のグループホーム連絡会の活動が進んできていますので、市町を対象にした研修ニーズの調査を始めるということで、来年度に向けてその地域のグループホームの方々の困り感を吸い上げた形での研修を、地域と共同開催していくという報告がありました。

②番の地域生活支援拠点に関しましては、こちらも前回7月の第1回以降、半年くらい経過したところで、少しずつ体制が整っていることを確認したところです。

③番は今回新しく追加したところになりますが、社会的養護が必要な医療的ケアを必要とする、動けるお子さんもですが、一時保護委託先の無さが上がっているということです。圏域の重心医療的ケア児者支援ネットワークという活動もしているのですが、その会議でも、1月25日の段階でその会議の場でも同じ報告をいただいております、他にも重症心身障害児のお子さんのレスパイト先の無さということは他の当事者、ご家族からもその場で声を上げていただいております。そういった難しさもある中で、さらにその社会的養護が必要な、ご自宅にいるのは少し難しいお子さんの生活の場を至急、用意しなければいけない。状況下でもなかなか県内で見つからず、他県に行って探しているという状況があるということの報告がありました。

重心のネットワーク会議の場では、高柵ベッドを使ってでも、寄付してでも、お子様のレスパイト先を探したいという、本当に切実な訴えもあったのですが、身体拘束のことももちろんございますので、現状としては難しいといったことも確認できています。今後については、より良い実践例があれば、まずは情報を集めていきましょうということで、次につなげようという話で終わっています。以上になります。

#### 《鈴木会長》

はい。どうもありがとうございます。

では続きまして県央圏域よりお願いいたします。

#### 《八重樫委員》

県央圏域です。【資料8】(2)の21ページ(ルビ版【資料8】(3)36ページ)の協議会の開催状況は、2月8日に第2回目の協議会を開催しております。今回は4番目で事例を検討するというので、協議事項としてグループに分かれて検討しております。今回出されてきた事例が、その次の【資料8】(2)の23ページ(ルビ版【資料8】(4)39ページ)からの事例になります。

座間市の基幹相談支援センターから、「座間の協議会でも地域課題として挙げられていて、県央圏域でもやはり共有し、対応を含めて検討していく必要があるのではないか」ということで、この事例を扱って検討させていただいております。

事例の概要はまた後程ゆっくりご覧ください。強度行動障害のある30歳の女性の方、知的障害があって療育手帳をお持ちになられていて、もともと3人で暮らしていたのですが、お母様に身体障害があって、お父様1人に負担がかかり、それが虐待を誘発してしまって、県外の施設に入所されたということです。そこからまた地域に戻すためにということですが、本人の特性でこだわりがあったり破壊行為があったり、自傷行為があって、相談支援専門員中心に地域でもどうやって戻せるか、【資料8】(2)の25ページ(ルビ版【資料8】(4)41ページ)です、まずは支援付きのひとり暮らしを試してみようと、いろいろ物件を借りるために動いてみたり、あとヘルパー確保もしていたのですが、現実的には物件も破壊行為があって借りられなくて、地域に行くと言っても、それだけの資源がまだまだ地域に人材がいなくて、グループホームも、ハード面からな

なかなか本人が気に入らないものもあつたりする。そういう部分で環境設定するのがなかなか難しいっていうのと、常時見守りは難しいということ。最終的に県内の施設にも全部あたって、県立施設にもご相談したのですが、なかなか受け入れが難しいという背景のある事例でした。

こちらについて、グループでいろいろと皆さんと協議をした結果が【資料8】(2)の26ページ(ルビ版【資料8】(4)42ページ)以降になるのですが、意見としてはグループごとに発表してもらったものを今回議事録として付けているので、実際には60~70ぐらいのご意見とかご感想とか、こういう取組みをしたらいいのではないかというものをお願いしているので、これから地域の中で取り組んでいくことを整理していかなければなりません。例えば1グループ目では、少人数のグループホームが必要ではないかというご意見とか、先ほど横須賀三浦の圏域内の方からも報告がありましたが、地域移行を実現していかなければいけないけれども、県立施設として役割がまだあるのではないのか、といったご意見をいただいたり、3グループ目では、地域の理解が必要だということではありますが、本人のやりたいことを支えていくために、まずやりたいことを探していくには、やはり意思決定支援が重要だということ。あとは地域の人材育成では、ただ行動障害のある人の支援をする人材育成をするのではなくて、その地域の中で組織化して互いに助け合ったりするような体制整備が、圏域単位でも必要ではないか。4グループ目は、モデル事業みたいな形で、一人だけのグループホームのようなところで、マンパワー不足な部分もあるので、県のモデル事業のようななかで、民間もいくつかタッグを組んで、そこに県にも入っていただいて、何か体制を組んでいくということも今後考えていくとよいのではないかといったようなご意見など、いろいろいただいたので、これからこちらでも、圏域レベルでできること、市町村レベルでできることを整理していきたいと思っています。横須賀三浦のナビゲーションセンターの協議会と同じで、こういう課題を県の協議会でもきちんと報告して欲しいということを今回、副会長の方から仰せつかってきておりますので、事例も含めてご報告をさせていただきます。以上となります。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございました。続いて県西圏域でございますけれども、こちらは県から少しお話を賜るということになっております。お願いいたします。

#### 《障害福祉課 鳥井課長》

資料でいうと【資料8】(2)の28ページ(ルビ版【資料8】(4)44ページ)になります。本日、委員の方が欠席となっておりますので、県からご説明させていただきます。圏域の地域課題及び取組み状況で、今回取り組んでいただいていたのが、特に2番目です。

課題解決に向けた取組みについて、医療的ケア児支援センターのブランチの会議にあたるものを、委託事業の中に含めていまして、7月25日に実施をされて、そのあと2月

22日に足柄上地区、2月29日に足柄下地区ということで、今後の課題解消に向けた取組みについて検討していると報告をいただいております。

【資料8】(2)の29ページ(ルビ版【資料8】(4)46ページ)に移らせていただいて、(2)のところです。相談支援事業所に受け入れ状況のアンケートを実施されていて、アンケート結果を事業所及び行政、その県西圏域の行政機関の方と共有をさせていただきました。それから、相談支援専門員の初任者研修のインターバル実習も実施をいただいている、相談支援専門員の確保というところでは、やはり県の方でも課題と思っておりますので、取り組んでいただいております。

それから(3)①で小田原保健福祉事務所と、災害の備えノートを検討したということや、それから②、県西圏域の施設長会と共催で、地域移行に関するアンケート調査を実施したということで、取組みを進めていただいております。

来年度のことを少しだけ触れさせていただきますと、県西圏域のナビゲーションセンターの委託先の調整等をしていたところですが、なかなか難しい状況がありまして、来年度県西圏域の自立支援協議会については、県の障害福祉課で直接、まずは協議会を開催をさせていただいて、ちょうど県西圏域の事業についても、圏域の事業についても、今後どうしていくかは県の障害福祉課でも課題として認識しているところがあります。皆様からも、多々、ご意見をいただいておりますので、県西圏域を直接担わせていただきながら、今後どうしていくかを考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。それぞれの地域ごとの課題ですとか、それから共有しておくべき事柄等もご指摘いただきました。ありがとうございます。

では、議題を戻しまして、5、6、7番と質問は一括して承りたいと思います。5番の研修企画部会の開催状況ということで、ご説明のほどお願い申し上げます。

#### 《報告事項(5)について障害福祉課企画グループ 栗山主任主事より報告。》

【資料5】に基づいて説明。

#### 《菊本委員》

今日の資料をご覧いただいた通り法定研修、専門コース別研修は、概ねコロナ禍前の状況に回復してきているかと思えます。またコロナ禍前に実施していた法定研修の時期も現場の状況に合わせて、順番を入れ替えたりなど実施時期を工夫して、概ね落ち着きが出てきましたので、対面によって効果的な研修会等またICTとかeラーニング等々を活用して、より研修受講をしやすい状況は、一定程度整備できたかなと感想としては持っております。

また、この前の次第にもありました県の基本計画であったり条例であったり、県が進むべき方向というか、大きな方向性はこれで示されておりますので、これに合わせた人材育成、これを支えていく人材育成が必要になっているだろうと思えます。

今の報告にありましたように、以前作らせていただいた人材育成ビジョンが、制度的に少し疲労感が出ているところです。それから、法律やサービス等々が変わってきたことによってアップデートしなければいけない点が多々ございます。

ですので、このあたりを再度検討させていただきまして、新たな人材育成ビジョンの中に位置付けさせていただき、厚みを持たせていただこうと思っています。私の考えているところとしては一番厚みを出さなければいけないのは、先ほど八重樫委員からもお話がありました現場での実務指導です。いわゆる現場を離れての座学の研修としては、かなり限界が来ていて、効果的な研修が行われている体制なので、それを実務の中でどのように実際の自分たちの力にしていくかというところが、次のステップアップの課題というか問題ではないかと思っておりますので、そういったことも人材育成ビジョンの中に求めていきながら、皆様方にご意見をいただきながら、より良いものを作れば良いかなと思っております。以上でございます。

#### 《鈴木会長》

菊本委員ありがとうございました。少しご質問ご意見を伺う時間を取りたいと思います。政令市それから各障害保健福祉圏域の取組み、そして、研修機会、研修企画部会の取組みについてお話を伺ったところであります。皆様から何かご質問ご意見はございますか。他の圏域での動向について、或いは部会の動きなどの内容について、何でも結構でございます。

では、小泉委員からお願いいたします。

#### 《小泉委員》

私は、県西圏域の自立支援協議会の委員でもあるので、本当は知っていなければいけないと思うのですが、実際今、県西地区に何が起きているのかというのをお答えできる範囲で端的にお伝えいただければと思います。

#### 《鈴木会長》

ありがとうございます。

では、県よりお願いいたします。

#### 《障害福祉課 鳥井課長》

端的には委託先でもう1回、圏域の自立支援協議会を今年度内に開く予定はもともとあったのですが、なかなか事務局の体制が取れないという話もいただいたりして、それで今回、県の障害福祉課と相談、協議をして、開けなかったということがあります。来年度以降についても、プロポーザルで公募にかけたりしていますが、提案がなかなか出てこないという状況もありますので、一旦来年度の方向性としては障害福祉課で直接、圏域の協議会も開かせていただきながら、令和7年度に向けて、また、委託事業の予算は計上していきたいと思っておりますので、その中で、まずは障害福祉課の方でこの事

業のあり方も一緒に考えていきたいと思っております。

《小泉委員》

ナビを受託している法人の運営体制がちょっと整わなくなってきたというような理解でよろしいでしょうか。

《障害福祉課 鳥井課長》

その通りでございます。

《鈴木会長》

なかなか大事なナビのところが機能不全に陥るとするのは非常に心配ではありますが、県がまずお支えいただいて、何とかお願いしたいと思えます。小泉委員、ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

では、次第の方に戻りまして6番の障害者ピアサポート研修の実施について、ご説明をお願いいたします。

《報告事項（6）について障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GLより報告。》

【資料6】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございます。今ご説明いただきました、ピアサポートの学びをさらに深めていくということで、強化されていく方向が示されました。皆様からご質問ご意見いかがでございませうか。どうでしょう。

はい。小泉委員からお願いいたします。

《小泉委員》

まず、このピアサポート研修が実施されることとてもうれしく思っています。ありがとうございます。実際にこのピアサポート研修を受けた方々が支援の現場に立つことをとても期待しています。ちょっと気になる場所としては、ピアサポート研修はかなり当事者の方々に大きな負担がかかってくるのかと思うところもあるので、プログラムの時間や内容等、十分に配慮していただけたらと思います。

1点ご質問ですが、【資料6】の4ページ（ルビ版【資料6】4ページ）の上の方にある「ピアサポートを行う人材、研修修了者と事業所をつなぎ」という部分で、具体として、雇用を促進するような後押しの方策は既にご検討されているのでしょうか。教えてください。

《鈴木会長》

障害福祉課、どうぞお願いいたします。

《障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GL》

実際にはそこまで具体的なものは決まっていなくても、まず、研修初年度になります令和6年度につきましては、実際にもうすでに事業所での活動をされていらっしゃる方を、優先的に研修の受講者とするような方向で考えております。その先のマッチングの仕方につきましてもまた皆様の意見を聞きながら検討して参りたいと思っております。

《鈴木会長》

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。  
では、下条委員お願いいたします。

《下条委員》

私も少し気になっていたのですけれども、こちらのピアサポーターとして養成を行った後に、ピアサポーターとして活動する場所というのが、現時点である程度決まっているのかどうかちょっとわからなくて、私たち精神障害の場合は地域移行地域定着支援事業という中でやっているもので、長期入院の方の退院促進などでピアサポートとして活動していますが、これとはまた別のような感じで、精神以外のその障害の方もすべて含めてピアサポートっていうことで、今回研修をやるようですので、それがピアサポーターとして活動する場所を新たに作るつもりでいらっしゃるのかを伺いたいと思います。

《鈴木会長》

ありがとうございます。ご説明、いかがでございましょうか。お願いいたします。

《障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GL》

ピアサポーターの方が活動される場ということですが、ピアサポートの体制加算実施加算につきましては、相談支援事業所であるとか生活介護の事業所、就労支援の事業所になって参りますが、この加算の対象となる事業所が約1500施設県内にあると把握しておりますので、できるだけ多くの事業所で、このピアサポートの方が活躍していただき、この加算の取得を目指していただきたいと思いますと思っております。

《鈴木会長》

下条委員よろしいでしょうか。続けてどうぞ。

《下条委員》

今ピアサポーターとして活動している精神の方の当事者の方のピアサポーターというのは、今活動しているものが病院等の訪問による退院促進とかのものか、もしくは障

害に関する普及啓発とか、勉強会などでの当事者発表などを主な仕事としています。実際にこのピアサポート等の研修を受けてピアサポーターとしての活動が、それとは全く別のものなのか。それとも、その研修を受けて新しい知識を得て、同じものやっつけていくものなのかというところを私は聞きたいです。お願いします。

《鈴木会長》

下条委員ありがとうございます。県からよろしいでしょうか。  
鳥井課長お願いします。

《障害福祉課 鳥井課長》

障害福祉課鳥井からご説明します。現在、担っていただいている精神科病院に訪問していただいたりする事業に関しては、来年度も精神保健センターの方で基本的には継続になります。

精神科病院からの地域移行や、病院への訪問事業というのは、また、今ご説明した内容とは別に、新規事業として、県で言えばがん・疾病対策課と、それから障害福祉課で令和6年度当初予算案に盛り込んだ新しい事業がありますので、それとはまた、今回のピアサポート研修については別の話になります。ですので、今まで担っていただいている事業に関しては、変わりはないと思います。

このピアサポート研修に関しては、先ほど柳澤GLが説明しました通り、その事業所が加算を取るために当事者のピアサポーターの方を配置して加算を得るには、この研修を受けた方でないと加算が得られないので、そのための研修がなかなか県の方でもできてこなかったのが、今回改めて、令和6年度当初予算案に盛り込んだところでございます。事業としては、今担っていただいている精神科病院からの地域移行であったり、病院訪問の事業とこれはまた別の事業だということでご理解をいただければと思います。以上です。

《鈴木会長》

下条委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、小泉委員からです。

《小泉委員》

先ほどピアサポート実施加算についてご説明いただいたと思います。できれば事業所の皆様にお伺いしたいのですが、このピアサポート加算はピアサポーターの雇用の後押しになっているのでしょうか。実感として、後押しになっているというようなご意見だったり、いやいやもうちょっと加算をつけないと雇用は難しいよという意見であったり、常勤で0.5みたいなのを確保するのはちょっと厳しいのではないかと、もうちょっと条件を緩めてくれとか、そういった声はありますか。

《鈴木会長》

小泉委員ありがとうございます。どうでしょう、圏域内の皆さんの中でどなたか、お声上げていただければと思います。

それでは、千葉さん、お願いします。

《千葉委員》

湘南西部の千葉です。この加算の話が出てきたのが前回の報酬改定の時、その話があった時に、少し考えようという話が沸いてきまして、それで、まずはこの研修がどういう形で組まれるかを見てからにしようって話になったんですね。それで結局止まっていたのですが、改めて今回はっきりここまで見えてきているので、うちの中では明らかにこの話また再燃といいますか、どんな形だったら、動いていただけるとか、活躍していただけるのかって話が、多分始まるかなというちょっと予感はしていたところでした。

他の地域のことはまだよくわかってないのですが、どこか1ヶ所とか2ヶ所こういうところが出てくれば、それを見て、どうでしたって話がどんどん広がっていくと思うので、まず1ヶ所2ヶ所スタートするのが大事かと思っていました。

《鈴木会長》

これからという部分もありますけれども、期待したいところでございます。よろしいでしょうか。では、議題に戻らせていただきたいと思います。報告事項の7番ですね、障害児等メディカルショートステイ運営事業について、事務局よりご説明をお願いいたします。

《報告事項（7）について障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GLより報告。》

【資料7】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございます。メディカルショートステイの事業が、この1月から利用登録ということで始まったということでございます。まだまだこれからということで、また、協力医療機関との調整も必要ということで、これからというところかと思っておりますけれども、この新しいメディカルショートステイについて皆さんからご質問ご意見いかがでございますでしょうか。

どうぞ、菊本委員お願いいたします。

《菊本委員》

ご説明ありがとうございます。聞いていてちょっとだけ違和感があったので1つだけご質問させていただきたいです。

この事業、医療的ケアで家族が休暇を取るとか、休息をとるということで、非常に受

け入れ先の資源がない中で有効な事業だと思って聞いておりました。ただしちょっと違和感があったところは、事業概要の目的に「家族の休息や冠婚葬祭の出席等により」ということで、事業概要にこの目的が入ってしまうと、障害のある方は冠婚葬祭に出席することを否定することに繋がらないだろうか。本来であれば、家族と同様に冠婚葬祭に出席する方向を探してみて、それから、ご本人が何らかの事情で参加しないということであれば、それはいいのでしょうかけれども、ここにこの文言が来ると、もう冠婚葬祭に参加をしないという前提で、それこそ条例の基本計画と整合性がとれないのではないかということ、利用できる場合のところに書かれている程度ではいいと思いますけど、事業概要ということになるとちょっと誤解を招かないかと思います。すいません、そんなことをちょっと感じました。以上でございます。

《鈴木会長》

菊本委員、ありがとうございます。かなり現実問題としては起こり得る話だけでも、ここまで大きくこうオープンに書くべきかどうかというのは、おっしゃる通りかなと思います。

県の方でも何かございますか。どうでしょうか。

《障害福祉課地域生活支援グループ 柳澤GL》

このメディカルショートステイの事業の実施にあたりましては、医療的ケア児の家族会の皆様等と意見交換をしながら、その中で挙がってきたニーズを事業化したというものですが、その家族会の皆様とのお話の中で、休息であるとか、冠婚葬祭といったようなお話が実際に出たものでこういう形で書いてしまったのですが、もちろん、障害者の方の冠婚葬祭への出席を否定する意図は全くありませんので、もし誤解を招くということであれば今後表現については、検討させていただきたいと思います。

《鈴木会長》

よろしくお願いいたします。他に皆様からいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ここまでで、ようやく報告ということになるのですが、報告とはいえ、協議に近いような内容もかなりあったかと思っています。ありがとうございます。

この後、大きな2番の協議事項をなるべく4時半の約束の時間を目指して、簡潔に進めて参りたいと思いますが、この協議事項にあたりまして、自立支援協議会の機能の強化という部分のところでは、皆さんご承知のとおり、今回の令和6年度の報酬改定でも非常に大きな期待がこれまであったものでありますけれども、さらなるものが期待されているというところでございます。今後の方向性について担当課の方でお考えをおまとめくださいましたので、ご説明のほどお願いいたします。

《 2 協議事項（１）（２）（３）について障害福祉課企画グループ 栗山主任主事より報告。》

【資料 9】に基づいて説明。

《鈴木会長》

ありがとうございます。これまでもこの県協議会は、先ほども例えば圏域のご報告の中でもやはり、圏域協議会で出てきた様々な課題を県協議会としてしっかりと取り上げ、そしてさらに、施策審議会につなげていくという流れを明確にすべきではないかというものもありました。具体的なものでも行動障害の著しい方の対応はどうか、或いは社会的養護を要する医療的ケア児に対してはどうかというようなことも、今日も個別に検討すべきものが上がってきております。そういったことをより円滑に、より良い会議、会議体を構築するためにこの運営会議というものを設けていくのはどうかというご提案でございます。

また「3層構造」というのがよく言われますけれども、神奈川の場合には、市町村、圏域、それから県全体という3つの構造がございますが、よりわかりやすいものに変えたということでした。皆様からご質問ご意見ございましたら、お願い申し上げたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。小泉委員、お願い申し上げます。

《小泉委員》

まず、1点質問です。既存で圏域の事業調整会議等が開かれていると思いますが、この運営会議との差別化はあるのかという点と、もう1点が、これはもう完全に杞憂ですが、結局、自立支援協議会の当事者だけが省かれたような形で運営会議が開かれて、ルールに乗っかって当事者がそこで発言するみたいな形にならないといいなど、この委員構成を見て少しだけ懸念しています。

《鈴木会長》

ありがとうございます。いかがでしょうか。

では、鳥井課長からお願いいたします。

《障害福祉課 鳥井課長》

はい。事務局の障害福祉課鳥井の方からご説明いたします。ページで言うと、【資料 9】の2ページ（ルビ版【資料 9】2ページ）の上の図だと思っておりますが、小泉委員がおっしゃられた圏域事業調整会議ですけど、詳細を先ほどの説明の中ではしておりませんが、圏域事業調整会議自体、今のナビゲーションセンターの方々の集まりであったので、圏域事業調整会議も来年度は廃止をさせていただいて、この運営会議にナビゲーションセンターの方々に入っていただくつもりでおります。まず1つ目のご質問はそのお話になります。

それともう2つ目の懸念としておっしゃられたお話は、確かにおっしゃる通りの部分があると思いますので、そうならないような形の、事前の事務作業的な話が主にはなるのではないかと思います。当然、ご意見はいただいて、それに沿って進めていきたいと思っておりますので、そこは当事者の方がいらっしゃらないことでそうならないようにしていきたいと思っておりますので、気をつけていきたいと思っております。

《鈴木会長》

ありがとうございます。小泉委員、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。この運営会議を設置することによって、次第のところにもございますけれども、協議事項では、資料としては運営会議、事務局会議の設置ということが、1つ目にあるのですけれども、結局このことは自立支援協議会そのものの運営についても大きな新しいエンジンを持ってということで変わってくるでしょうし、また圏域の協議会での取り組みをさらに応援していくようなものにもなっていくるとよいということで、この協議事項の次第に書かれている(1)(2)(3)というのは、一体的に考えていくべきだと思っております。こういったことも踏まえて、皆様からご質問ご意見いただければと思っておりますがいかがでございましょうか。

森下委員、どうぞお願いいたします。

《森下委員》

はい。今、協議事項の(1)(2)(3)ということでお話があったので、どちらかと言うと(3)の方で、ここに書かれてないことなのですが、意思決定支援の専門研修会を1月くらいに行う。意思決定支援のことを相談支援として別枠で取り上げていただくのはありがたいし、今回の報酬改定の中で、各事業所においては運営規程の中に意思決定支援についての取組みを位置付けるよう努めるということがあって、個別支援計画については、サービス等利用計画を作っている相談支援事業所の方に提出をすることが義務づけられているということが、今回出されているんですね。今日の話じゃなかったのですが、ぜひその辺りのことについてもどう考えていったらいいのかとか、どうするかっていうのは、今後の中で少し検討していただきたいというのが1つです。

2つ目は、地域生活支援拠点等の事業について、国は拠点コーディネーターの配置についてこれから研修をして、コーディネーターをそれぞれに置くという、まさにここが相談支援であったり、基幹相談、色々なところで、要は相談支援というのはどちらかという相談を受けて個別のケースとかあるのだけれども、実質的なところではこの地域生活支援拠点事業がどう各市町や地域の中で、実態として行われていくかがないことには、個々の制度ができたとしても、全くそれは絵柄になっていけないので、この辺りは基幹相談支援センターであったり、或いは自立支援協議会の方で、非常に注視していかなければいけない視点ではないかと思うので、僕としてはその意思決定支援のことと、この地域生活支援拠点、特に拠点コーディネーターの配置もあるので、この辺りのことを今後の話題の中に少し県の中で取り上げていただければ、漏れることなく、県の各地

域の自立支援協議会の中でも、話題に出せそうだけれど、ここは非常に地域差が出るような感じがするのと、相談員の力量の差によって、「できる」「できない」が出てしまうと思うので、大きい意味で話題としては取り上げていただきたいという意見です。

《鈴木会長》

森下委員ありがとうございます。この先、例えば運営会議の中で議題の選定などが進んでいくわけだと思えますけれども、そういったときに数少ないこの会議の中で、どこを中心として議論していくのか、また、その議論をしていくにあたって、「さあやみましょう」ではなく、当然のことながら圏域や、市町村の取組みがバックボーンとしてあって、その現状を踏まえながら議論していかないといけないというところもありますので、今いただいた意思決定支援、それから地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、さらには、今、我々がいるこの協議会、この辺りはしっかりと連動しながら進めていくことが当然となってきますので、今、大変大きなヒントをいただいたと思っております。ぜひ、県としても受け止めていただきたく、お願い申し上げます。

ありがとうございます。他に皆様からいかがでございましょうか。今、森下委員からも頂戴しましたけれども、こういう話題でというのも、ありがたいです。

笹田委員、お願いします。

《笹田委員》

権利擁護センターの笹田です。新しく組織を作るのは賛成です。今回、協議会資料は、前日にお届けいただき、大量の資料を私には読み込む力がなくて、というのが正直なところで、何を申し上げたいかというところ、事務局の方にもお伺いしたいのは、そもそも協議会についての決まり事は何かと言ったときに要綱で設置が規定されているのは承知しています。あと部会についての要綱がありました。圏域ごとの報告資料等を見ると、作り込みがいろいろ違ったりするところもありまして、資料が膨大になっている中で結局、何を協議するかをきちんと決めないといけないし、今回も、いろいろ話題になった相談支援体制の現状課題のところでも数字が出ていまして、やっぱり増えてないよねと。なぜ増えないのかというところをもうちょっと掘り下げてみて、じゃあ増えないものに対してどうするかというのがまさに課題に向けての対策ですよ。そこをはっきりお示しいただかないと、この2時間3時間の中で意見を求められても、私にはちょっと無理かなって正直、感想として申し上げたいと思います。

《鈴木会長》

笹田委員ありがとうございます。これは協議会のあり方の大きなところでもあります。協議会なので、情報を共有する会議ではないですが、そこに残念ながらまだ留まることが多い。もちろん、今日もそれぞれの議題について前向きなご意見をたくさんいただきましたけれども、その協議をするためのお膳立てといたしまして、そのあたりについては、まだまだ工夫が必要というのはその通りであります。

また、そのことについて、委員の皆様方にいつの時点で、資料をお届けするかというのも、これはとても大事なところだと思っています。この辺りもぜひ、県としてお受けとめいただければと思います。笹田委員、ありがとうございます。

他に皆様いかがでしょうか。あと全体を振り返りまして何か皆様の中からご質問ご意見、仰り忘れたようなことがあれば承っておきたいと思いますが、どうでしょうか。前段の報告のところはかなりボリュームを費やしましたので、最後の協議のところは10分で済んでしまったのですけども、これでよかったですでしょうか。もっと運営会議はこうすべきだというのは、また皆さんお疲れでしょうから一息ついたところで、もっとこういう運営の仕方がよいというのは是非とも事務局にお知らせいただければと思います。

よろしいようであれば、協議事項の(4)番ということで令和6年度の開催予定をご説明をお願いいたします。

《 2 協議事項 (4) について障害福祉課企画グループ 栗山主任主事より報告。 》

【資料9】に基づいて説明。

《鈴木会長》

資料提供ということで、県立障害者支援施設の方向性ビジョンの策定についてという、こちらの方はどうでしょうか、ご説明いただけますか。

《障害福祉課企画グループ 栗山主任主事》

障害サービス課から情報提供がありましたが、本日は既に退席してしまっているので、もし、ご意見等ございましたら事務局の方にご連絡いただければ、また回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

《鈴木会長》

別冊の資料についてお目通しのほどよろしくお願いいたします。新しい施設のあり方について、大変大事な報告とっております。他に委員の皆様方から情報提供等ございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

では、私の進行はここまでとさせていただきます、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

《障害福祉課 高橋副課長》

鈴木会長ありがとうございました。委員の皆様方も長時間お疲れ様でございます。本協議会の開催につきましては、本日で最後となります。

先ほど事務局からご連絡差し上げましたとおり、来年度の開催については8月をめどに、改めて、また県よりお知らせをいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、以上をもちまして、第36回神奈川県障害者自立支援協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

